

# 第 5 期草津市地域福祉計画 (骨子案)

令和\*年\*月

草 津 市



## 1 計画策定の趣旨

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、誰もが幸せになれるような取組や活動を言います。それに対し、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

そのためには、身の回りに起こる日常的な問題は個人や家庭の努力で解決する（＝自助）とともに、近所や地域、ボランティアによる助け合いや支え合いにより解決を図る（＝互助）ことが必要です。また、介護保険や医療保険等の相互負担による社会保険制度の活用（＝共助）や公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）も考えられます。

そうした自助・互助・共助・公助が連携・連動するとともに、従来の固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められており、本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

草津市では、平成 17（2005）年度に「草津市地域福祉計画（第 1 期）」を策定し、5 年ごとに改定を重ねながら、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域の様々な人たちによる助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉サービスや公的支援の充実に取り組んできましたが、少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっており、これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組んでいけるような「地域力」の向上が一層求められています。

こうした中、平成 29（2017）年には社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

さらに、令和 2（2020）年度の社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を目的した「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和 6（2024）年度には「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、地域福祉の重要性がますます高まっています。

本計画は、このような近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、第 4 期計画での課題を検証するとともに取組の成果を活かしながら、今後 5 年間における草津市の地域福祉の方向性を定め、各施策のより一層の充実を図ることを目的としています。

- ◆ 草津市地域福祉計画（平成 17 年 10 月～平成 22 年度）
- ◆ 第 2 期草津市地域福祉計画（平成 23 年度～平成 28 年度）
- ◆ 第 3 期草津市地域福祉計画（平成 29 年度～令和 2 年度）  
※平成 30 年度に、社会福祉法改正に伴う一部改訂
- ◆ 第 4 期草津市地域福祉計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ◆ 第 5 期草津市地域福祉計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

## 2 地域福祉をめぐる動向

### (1) 社会福祉法の改正について

平成29（2017）年に社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

また、令和元（2019）年12月に、国の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめで示された方向性を基に、令和2（2020）年6月に、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

#### 平成29（2017）年の改正概要

##### 【地域福祉推進の理念を規定】

- 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

##### 【市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定】

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、支援関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 【地域福祉計画の充実】

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。

## 令和2（2020）年の改正概要

### 【重層的支援体制整備事業の創設】

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
- 各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添う継続的な伴走支援や多機関協働による支援を実施する。

## （2）孤独・孤立対策推進法の施行について

近年の社会変化を踏まえ、日常生活において孤独に不安を感じることに、また、社会から孤立していることにより心身の有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び内閣府に孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める「孤独・孤立対策推進法」が令和6（2024）年4月1日に施行されました。

これにより、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざすことが示されました。

地方公共団体においては、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとされました。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法令上の位置づけ

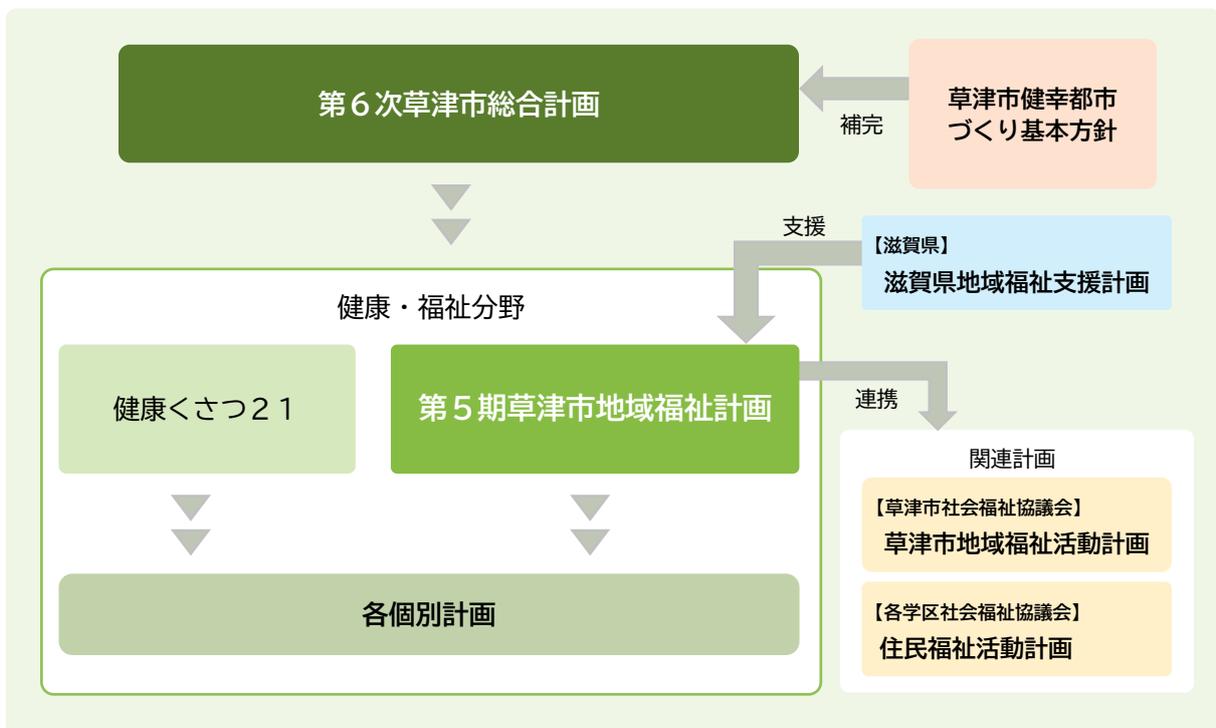
この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

また、地域福祉計画と関りが深い以下の計画を包含して策定しています。

- ◇ 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法106条の5）
- ◇ 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）
- ◇ 再犯防止推進計画（再犯防止等に関する法律第8条）

#### (2) 他計画との関係

「地域福祉計画」は、市の最上位計画である「草津市総合計画」がめざすまちの将来像や基本理念の達成に向けた、“福祉のまちづくり計画”です。また、福祉に関する個別計画（高齢・介護、障害者等に関する計画）に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、他の福祉関連計画の上位計画として位置づけます。



### (3) ウェルビーイングとの関係

「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念です。

本市においては、市として健幸都市を作り上げていく意志や目指すべき方向性を内外に示すため、平成28年8月に、「草津市健幸都市宣言」を行い、「健幸」を「生きがいもち、健やかで幸せであること」と考え、分野横断的な取組を推進しており、その方向性を同じくするものです。

こうしたことから、本計画の各施策においては「健幸」の視点を意識して取組を進めることで、市民の「ウェルビーイング」向上を図っていく必要があります。

### (4) SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17の目標と169のターゲットで構成されています。

本市はこれまでもSDGsの理念に沿った施策を展開してきましたが、本計画の各施策においても「持続可能」で「誰一人取り残さない」SDGsの視点を意識して取組を進めていく必要があります。



【本計画と深く関連する目標】



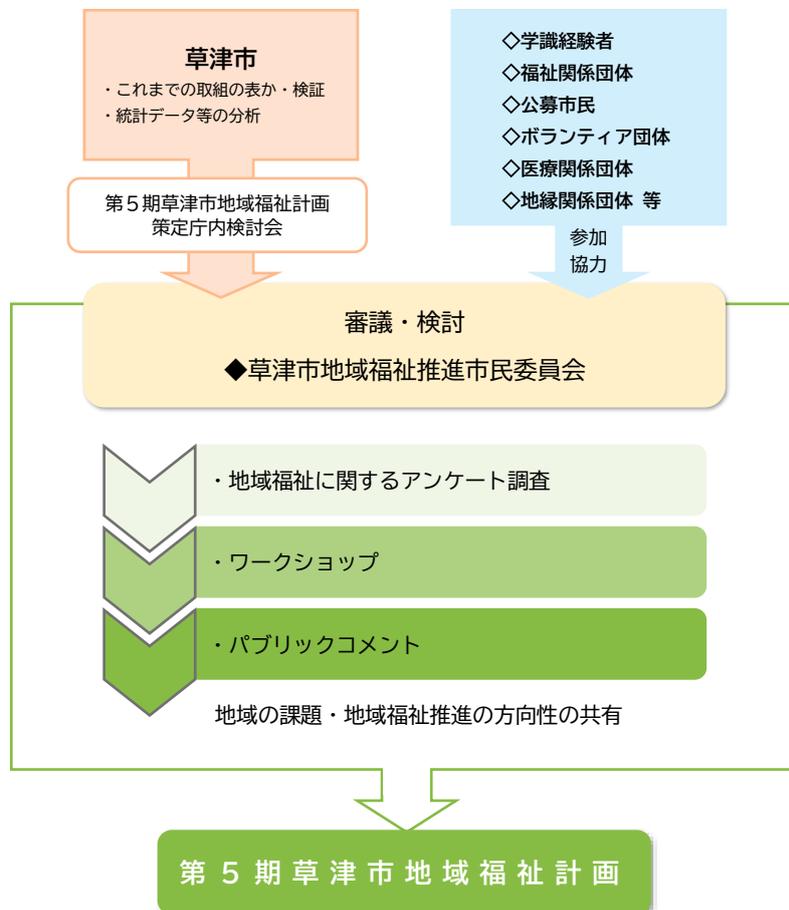
## 4 計画の期間

本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。  
 ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

和暦（年度）	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画	第4期草津市地域福祉計画					第5期草津市地域福祉計画				

## 5 計画の策定体制

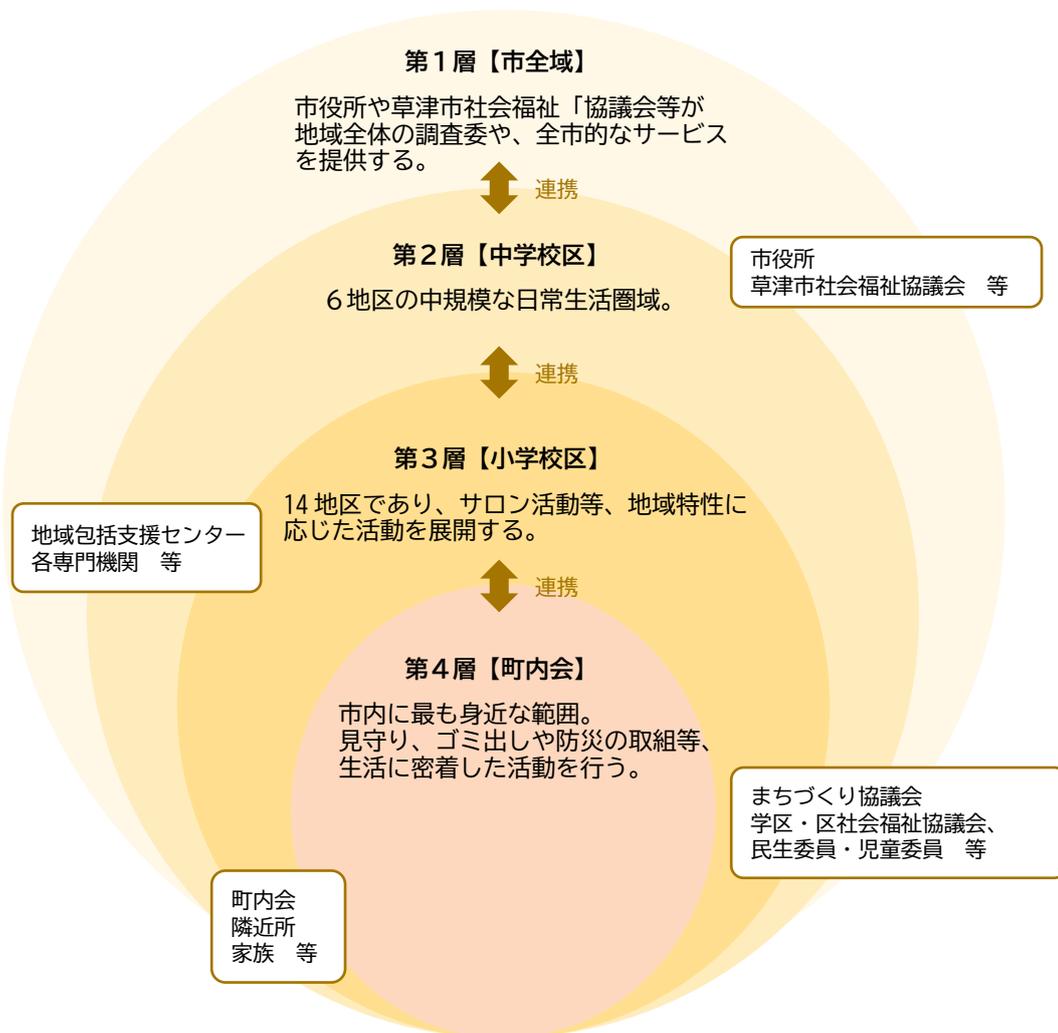
計画の策定に当たっては、住民と行政の協働・連携により、「草津市地域福祉推進市民委員会」において審議するとともに、「第5期草津市地域福祉計画策定庁内検討会」において計画の素案づくりや意見調整等を実施しました。



## 6 圏域の考え方

地域福祉活動は、市内の各所で様々な取組が行われますが、その広さや大きさに応じた機能や役割があるため、本計画では、地域福祉活動を推進する範囲（圏域）を「市全域」、「中学校区」、「小学校区」、「町内会」の4つに定めます。

地域レベル	各地域レベルの考え方
第1層 市全域	市の総合的な施策・事業の範囲であり、草津市社会福祉協議会、福祉事務所、障害者福祉センター等と連携。
第2層 中学校区	住民組織では対応が困難である専門的な支援を行う層。教育環境に共通性がみられる。
第3層 小学校区	まちづくり協議会※・学区・区社会福祉協議会の活動範囲。立地条件や生活環境に共通性がみられる。地域特性に応じた活動を行う層。
第4層 町内会	お互いに顔のみえる、市民に最も身近な組織がある範囲。ゴミ出しや防災の取組等、生活に密着した活動を行う層。



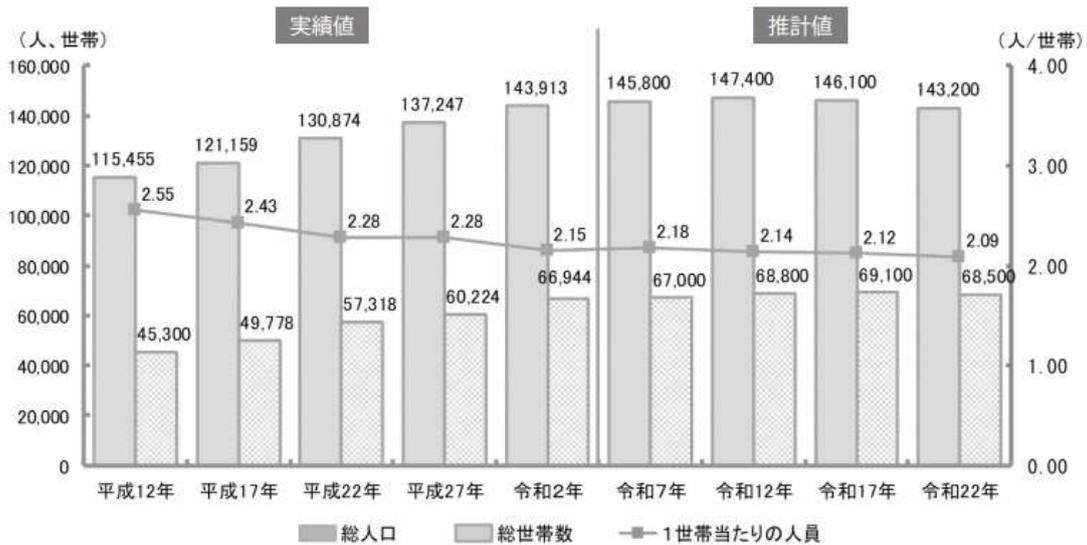
※地域福祉に関わる様々な統計データを掲載します。

1 市の現状

(1) 人口推移と推計

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

図表 総人口および総世帯数の推移と推計



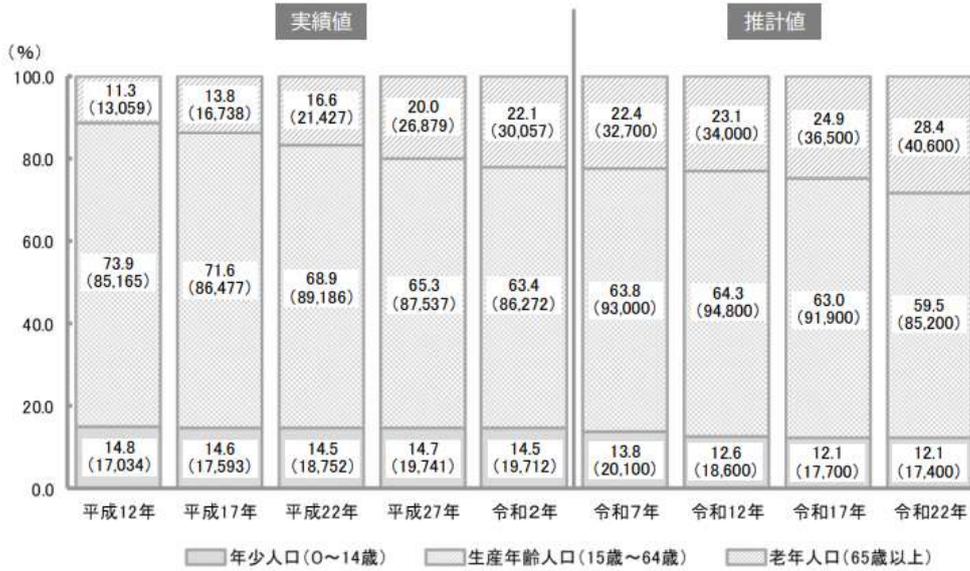
※ \*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
資料：\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\* (各年\*月\*日現在)

## (2) 人口の構成

\*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*

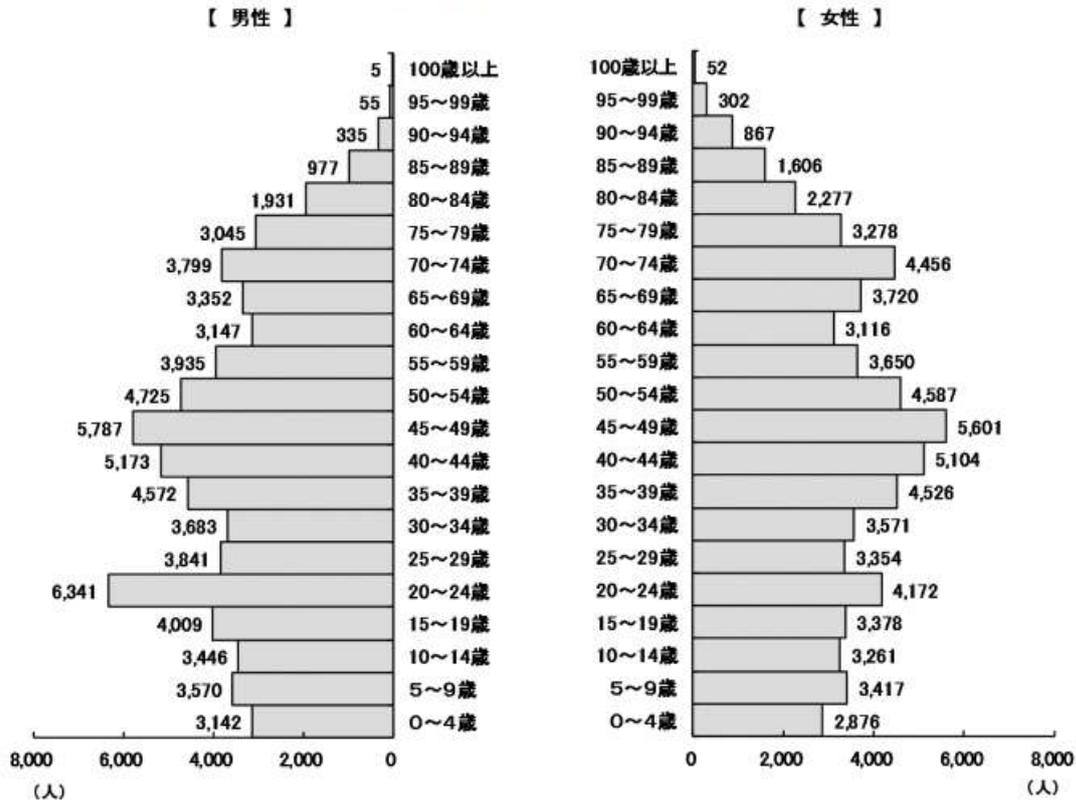
図表 年齢3区分による人口構成の見直し

資料：(括弧内は人数)



※ \*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\*  
 資料：\*\*\*\*\*  
 \*\*\*\*\* (各年\*月\*日現在)

図表 年齢別人口ピラミッド



### (3) 自然増減・社会増減の推移

- ① 自然増減の推移
- ② 社会増減の推移

### (4) 高齢者の状況

- ① 高齢者数の推移
- ② 高齢者を含む世帯数

### (5) 障害者の状況

- ① 障害者手帳所持者数の推移
- ② 障害者手帳所持者の年齢階層別内訳

### (6) こどもの状況

- ① 出生数・出生率の推移
- ② 父子・母子世帯の推移

### (7) 生活保護の状況

- ① 生活保護世帯数、被保護者数の推移

## 2 アンケート調査の結果から見る住民意識

### (1) 調査概要

第5期計画策定のための基礎資料とするために「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

- ・ 調査対象 市民：草津市に住所を有する18歳以上の方の中から無作為抽出  
団体：まちづくり協議会、町内会、学区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、福祉サービス事業所、社会福祉関係団体等
- ・ 調査対象者数 個人：3,000人  
団体：674団体
- ・ 調査方法 郵送による調査票の配布・回収およびインターネットによる回答
- ・ 調査期間 令和6年11月28日～12月23日

	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
市民	3,000件	1,035件 (内、インターネット回答数：304件)	34.5%
団体	674件	457件 (内、インターネット回答数：81件)	67.8%

### (2) 調査結果

※アンケート調査結果報告書より、集計結果（グラフ等）を抜粋して掲載します。

- ①地域とのかかわりについて
- ②地域課題について
- ③不安や悩みの相談先について
- ④孤独・孤立について
- ⑤災害時の備えや災害時の対応について
- ⑥地域福祉に関するしくみや制度について

### 3 第4期計画の成果と課題

第4期計画における「重点プログラム」の実績評価から、その成果と課題をまとめました。

#### 重点プログラム1 地域で活動する人の輪をひろげます。

##### 《主な成果》

- 各学校の創意工夫による教育活動を展開するため、学習支援や環境ボランティア等を募集し、学校教育活動に参画いただきました。
- 地域福祉の担い手を育成・創出することを目的に、福祉教養大学と大学院を開催し、これまで福祉への関りが少なかった方にも多く参加いただくことができました。
- 地域で活躍されているボランティアへの援助やコーディネート、相談等に対応することで、活動の活性化を図ることができました。

##### 《主な課題》

- 地域の福祉活動を支える担い手不足は深刻であり、民生委員・児童委員や福祉委員等、地域福祉をけん引する方々の役割の重要性や必要性、やりがい等を広く周知するとともに、そうした方々が活動しやすい環境を整えることで、新たな人材の掘り起こしを進めて行く必要があります。

#### 重点プログラム2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます。

##### 《主な成果》

- コロナ禍の影響で減少した高齢者サロンの支援を行うことで、活動の維持と活性化に繋げることができました。
- 地域が主体となって実施する、移動困難者のためのボランティア送迎を支援することで、互いに見守り支え合う地域づくりを推進することができました。
- 地域の団体や企業等の多様な地域資源との協働による健康測定会や健康講座を実施することで、地域住民の健康づくりと地域づくりを推進することができました。

##### 《主な課題》

- 地域コミュニティの希薄化が進んでおり、住民同士の顔の見える関係づくりが求められていることから、隣近所や町内会、学区等の単位で行われる、助け合いや支え合いの取組や地域のボランティア活動等を支援する必要があります。

### 重点プログラム3 包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

#### 《主な成果》

- 地域ケア個別会議を開催し、各学区において、地域住民と専門職による地域課題の共有と解決に向けた取組の検討ができました。
- 高齢者の課題解決に向けた取組として、介護事業所の活動と地域活動との連携についての検討や、地域資源マップの作製、認知症高齢者の見守りネットワークの強化等が実施できました。
- 総合相談窓口において、生活困窮者を含む多様な課題について相談を受けるとともに、関係機関との連携により、必要な支援につなげることができました。
- 包括的な支援体制を更に推進するため、令和5年度より重層的支援体制整備事業を開始しました。

#### 《主な課題》

- 複雑化・複合化した課題を持つ人や世帯が、福祉の制度の狭間に落ちないように、相談・支援体制の充実や多機関協働を進める必要があります。また、相談に繋がりにくい人への働きかけ（アウトリーチ）や、継続的に関わることで信頼関係を構築し、その方にとって必要な支援に結び付けることも必要です。

### 重点プログラム4 災害や感染症への備えを進めます。

#### 《主な成果》

- 避難行動要支援者登録制度について、従来から行ってきた民生委員による登録勧奨や新規対象者への案内に加え、80歳以上の未登録者全員への案内を実施することで、大幅な登録者増につなげることができました。
- 町内会・学区の地域防災活動に補助金を交付することで、地域防災力の向上と互助の取組を推進することができました。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築し、希望する方が安全安心に接種できる環境を整えることができました。

#### 《主な課題》

- 単身高齢者や高齢者のみの世帯、障害等により介護を要する方が災害等の緊急時に支援を受けやすい環境を整える必要があります。また、住民同士の支え合いの取組を推進するため、引き続き地域防災活動への支援を行っていく必要があります。

## 4 第5期計画に向けた主要課題

第4期計画における成果と課題および市民・団体アンケート調査の結果踏まえ、第5期計画に向けた主要課題を次のとおり設定します。

1. 地域福祉の担い手を育成するため、福祉への関心を高めることが重要です。そのため、誰もが参加しやすい福祉学習や福祉体験の機会の充実を図るとともに、地域福祉を支える民生委員・児童委員やボランティア等の役割の重要性や魅力、やりがいを広く市民に伝える必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

2. 地域福祉をより充実したものとするため、地域住民や各種団体、医療や介護等の関係者による課題共有と、様々な地域資源を活用したネットワークづくりが必要です。また、住民主体の福祉活動の支援や新たな活動が生まれる環境を整える必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

3. 包括的な支援体制の構築に向けて、総合的な相談機能の充実を図るとともに、効果的な支援が実施できるよう複数の支援機関を調整する機能が必要です。また、支援が届きにくい人への積極的なアプローチや福祉の制度・サービスに関する情報をよりわかりやすく市民に発信する必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり

4. 災害時における地域の支援体制を強化するため、避難行動要支援者登録を推進するとともに、住民同士のつながりを促進する取組や組織的な見守り活動等を支援する必要があります。

☞ 第5期計画 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

## 1 基本理念

案1

## 人と人とのつながりで笑顔が輝くまち

～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

案2

## 人と人とのつながりで「地域力」が輝くまち

～いつまでも健幸で誰ひとり取り残さないまち草津をめざして～

案3

## 人と人とのつながりで「地域力」を未来につなげるまち

～いつまでも健幸で誰ひとり取り残さないまち草津をめざして～

第4期計画では、地域福祉の重要性が高まる中、地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していけるような「地域力」を高めるため、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～」を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開してきました。

第5期計画においては、第4期計画でめざした方向性は継承しつつ、一層深刻化するコミュニティの希薄化や担い手不足の現状を踏まえ、助け合い・支え合いの基盤となる”人と人とのつながり”に着目し、各種取組を通してこれを広げ、市全体で持続可能な「地域力」を高めることを共通の考え方として、『人と人とのつながりで〇〇〇〇〇〇まち ～いつまでも健幸で〇〇〇〇〇〇まち草津をめざして～』を基本理念に決めました。

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、「人づくり」「基盤づくり」「仕組みづくり」の視点から、次の3つの基本目標を設定し、それぞれで示す方向性に基づき各施策を展開していきます。

### 基本目標1 みんなで育ち合う人づくり（人づくり）

- 人権に関する講座・研修会等を通じて差別のない社会をめざすとともに、学校や地域における福祉学習や福祉体験を通じた福祉意識の醸成を推進します。
- 地域で活動する民生委員・児童委員やボランティア等の重要性を広く周知し、市民の関心を高めるとともに、担い手の育成と活動支援を推進します。
- 住民同士の交流やふれあいの場づくりを推進するとともに、企業や事業所等による社会貢献を支援し地域との交流機会を促進します。

#### 【基本方向】

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域福祉の担い手の育成と活躍の推進
- (3) 地域交流の推進

### 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり（基盤づくり）

- 関係機関や各種団体等が連携し、様々な地域資源を活用しながら、課題解決に向けた取組を実施するためのネットワークづくりを推進します。
- 地域課題の共有や解決に向けた取組等について、地域の様々な主体が参加して検討する場を推進するとともに、住民主体の福祉活動を支援します。
- 地域における災害時の支援体制の強化に努めるとともに、バリアフリーの推進等により、平時から誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

#### 【基本方向】

- (1) 地域福祉を支えるネットワークづくり
- (2) 地域の課題解決力（地域力）の強化
- (3) 安全・安心な地域づくり

### 基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり（仕組みづくり）

- 「断らない相談支援」体制を強化するとともに、支援が届きにくい人や世帯への働きかけや、信頼関係の構築と継続的な伴走支援の充実に努めます。
- 権利擁護など福祉に関する制度やサービスについての情報提供を充実するとともに、適切なサービス利用の促進とサービス提供側の適正な評価に努めます。
- 様々な理由により生活困窮となっている方に対して就労や住居の確保など自立に向けた支援に努めます。

#### 【基本方向】

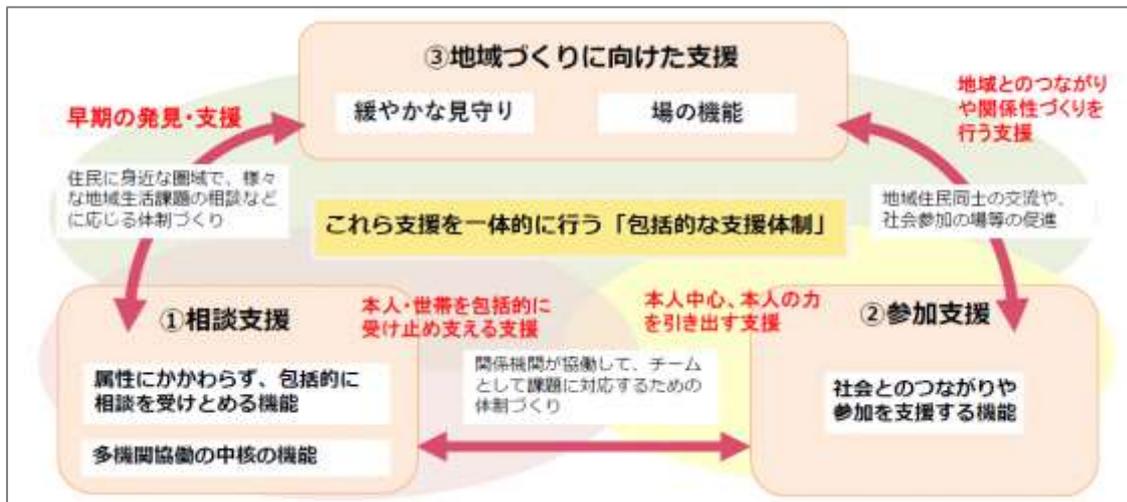
- (1) 福祉の総合相談窓口の充実
- (2) 福祉サービスの適切な利用促進
- (3) セーフティネットの充実

### 3 リーディングプロジェクト

本計画の基本理念や基本目標の実現に向け、計画全体の推進を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

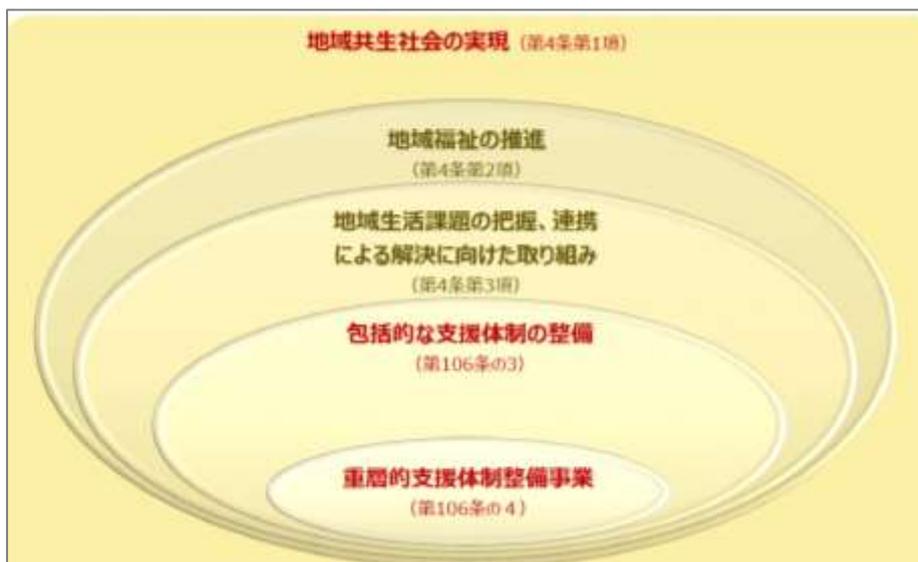
草津市では、令和5年度より「重層的支援体制整備事業」に着手しており、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の取組や支援を活かして①相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、本市の地域福祉全体の底上げにつながることを期待されることから、「草津市重層的支援体制整備事業」をリーディングプロジェクトに位置付け、計画全体の推進を図ります。

#### <重層的支援体制整備事業>



【出典】厚生労働省

#### <社会福祉法における重層的支援体制整備事業の位置づけ>



【出典】厚生労働省

## 4 目標値

第5期計画に基づく取組全体の効果を図る指標として、次のとおり目標値を設定します。

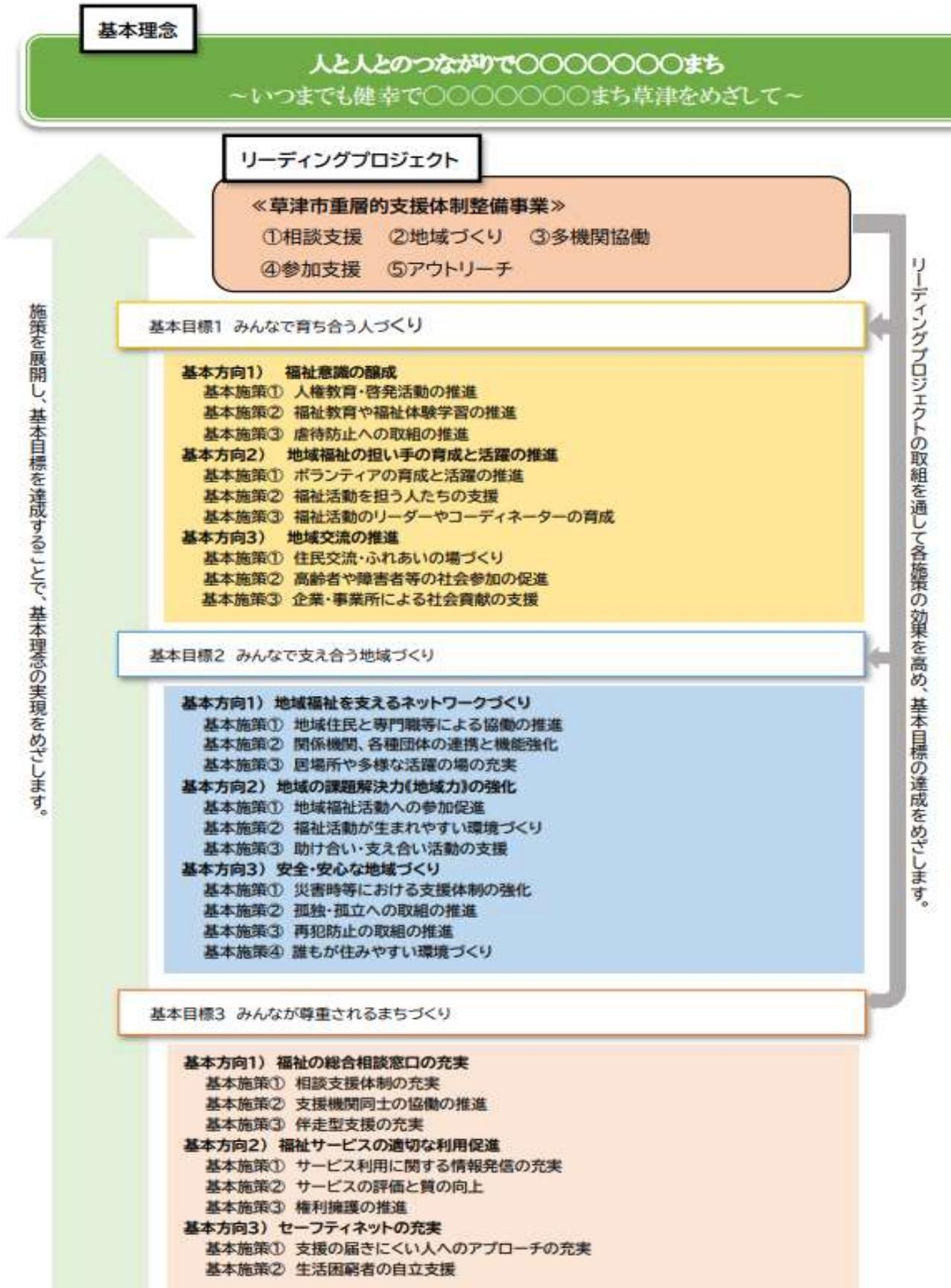
指標	「「地域力」のあるまちづくり」 に満足している市民の割合 (%)	R6	R7	R8	R9	R10
		24.5	25.6	26.7	27.8	28.9

指標	「福祉の総合的な相談・支援の充実」 に満足している市民の割合 (%)	R6	R7	R8	R9	R10
		20.0	20.7	21.4	22.1	22.8

(草津市総合計画第2期基本計画の地域福祉分野における成果指標より)

※令和11年度と12年度の目標値は本計画で設定します。

## 5 施策の体系



# 第4章

## 施策の展開

※基本方向ごとに基本施策を設定し、取組内容を記載します。

### 1 基本目標 みんなで育ち合う人づくり

#### 基本方向1 福祉意識の醸成

##### 基本施策① 人権教育・啓発活動の推進

###### 【 現状と課題 】

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

###### 【 取組 】

主な施策	内容
***** *****	***** *****
***** *****	***** *****

### 2 基本目標 みんなで支え合う地域づくり

#### 基本方向1 地域を支えるネットワークづくり

##### 基本施策① 地域住民と専門職等による協働の推進

###### 【 現状と課題 】

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

###### 【 取組 】

主な施策	内容
***** *****	***** *****
***** *****	***** *****

### 3 基本目標 みんなが尊重されるまちづくり

#### 基本方向1 福祉の総合相談窓口の充実

##### 基本施策① 相談支援体制の充実

###### 【 現状と課題 】

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

###### 【 取組 】

主な施策	内容
***** *****	***** *****
***** *****	***** *****

## 第5章

# 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

※本計画の推進体制として、次の主体の役割を記載します。

- 行政の役割
- 中間支援組織の役割
- 市民・地域の役割
- 事業者等の役割

## 2 計画の評価

※本計画の評価の考え方等について記載します。